

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人によると、請求人は、昭和〇年〇月〇日から平成〇年〇月まではA会社において住宅建設現場における掘削作業に従事し、同年〇月から平成〇年〇月まではB会社において電気工事作業に従事し、さらに、平成〇年〇月から平成〇年〇月までは、C所在のD会社において、振動工具を使用する作業に従事していたとしている。

請求人は、平成〇年〇月〇日、E医院に受診したところ、「振動障害」と診断された。

請求人は、請求人に発症した症状は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、同症状について、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した症状が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 振動障害の業務上外の判断については、労働省（現厚生労働省）労働基準局長が、「振動障害の認定基準について」（昭和52年5月28日付け基発第307号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えるので、以下認定基準に基づき検討する。

(2) 請求人は、昭和○年○月○日から平成○年○月○日まで削岩機、ピック、サンダー等の振動工具を使用する業務に従事したものであり、その従事期間は約○年間となり、認定基準の振動業務従事歴要件である「相当期間」（おおむね1年又はこれを超える期間）を満たすものと認められる。

(3) 請求人は、手指、前腕等にしびれ、痛み、冷え等の自覚症状が持続的又は間欠的に現れると主張していることから、医師の振動障害診断結果を検討すると、以下のとおりである。

ア 末梢循環障害について

F医師は、平成○年○月○日付け振動障害診断票において、「末梢循環障害は認められる」、「冷却負荷後の循環障害所見を認める」旨述べている。また、平成○年○月○日付け意見書においても、「特に冷却負荷に対する血管収縮が強い状態と考える」と述べている。

一方、G医師は、平成○年○月○日付け振動障害診断票において、「末梢循環障害は認められない」、「検査成績から末梢循環障害は存在しないと判断する」と述べるとともに、同日付け意見書において、「皮膚温の回復率は正常域で血管拡張機能は正常と判断でき、F S B P %は左第2指から第5指まで8

5%以上を示し、血管収縮機能は正常である」旨の検査結果を提示した上で、「検査及び所見から末梢循環障害は存在しないと考える」と述べている。

当審査会では、上記両医師の所見及び検査結果について、改めて精査したところ、FSBP%等の客観的検査結果からみて、手指、前腕等の末梢循環障害は認められないとの判断を下したG医師の意見を妥当であると判断する。

イ 末梢神経障害について

F医師は、上記振動障害診断票の検査結果に関する所見において、「末梢神経障害は著明に認められる」、「常温下においても末梢神経障害所見は強い」旨述べている。

一方、G医師は、上記振動障害診断票の検査結果に関する所見において、「末梢神経障害について認められる」としながらも、「神経原性筋萎縮症もあり、断定できない」旨述べ、さらに、上記意見書においても、「客観的検査所見から、末梢神経障害は軽度存在するが、神経原性筋萎縮症が背景にあるため、振動障害由来かは断定できない」と述べている。

当審査会としては、請求人には、少なくとも軽度の末梢神経障害は存在するものと認めるも、G医師の所見からみて、同障害が振動障害によるものであるかは確定し得ないものと判断する。

ウ 運動機能障害について

F医師は上記振動障害診断票において、「運動機能障害は認められる」と述べているが、その詳細については言及していない。

一方、G医師は上記振動障害診断票において、「運動機能障害について認められない」、「運動機能の低下は、神経原性筋萎縮症によるものと推定する旨述べ、さらに、上記意見書においても「運動機能障害は神経原性筋萎縮症によると考えられ、振動障害によるものではないと判断した」と述べている。

この点、F医師の上記意見書においても、請求人の運動機能障害については、既往症である神経原性筋萎縮症の進行により、振動障害と同様の症状が発生する可能性について、「該当する」旨回答しており、当審査会としては、運動機能障害についても、振動工具を使用した業務に起因するものであるとは判断し得ない。

エ レイノー現象については、F医師の上記振動障害診断票において、請求人の自訴があり、振動障害によるものと疑われるものの、基礎疾患として神経

原性筋萎縮症があり、これによる影響については判断できないとしており、振動障害由来のレイノー現象があったことは確定し得ない。

(4) 以上のように、請求人が訴える症状は、認定基準に定める要件には該当しないことから、当審査会としては、業務上の事由によるものと認めることはできないものであると判断する。

3 以上のおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。